



No.587
3 分間
税ミナール

令和5年4月5日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

振替納付に注意、期限内納付できないと延滞税がかかる

令和4年分の所得税の確定申告は先月3月15日に申告・納付期限を迎えましたが、注意したいのは振替納付を利用しているケースです。令和4年分の確定申告の振替納付日は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は「令和5年4月24日(月)」、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、「令和5年4月27日(木)」となっています。確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高を確認する必要がありますので留意して下さい。

税金を期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限(所得税等は令和5年3月15日、個人事業者の消費税等は令和5年3月31日)の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので注意が必要です。令和5年中における延滞税の割合は、納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までは「年2.4%」の割合、納期限の翌日から2ヵ月を経過する日の翌日以後については「年8.7%」の割合となります。

なお、国税庁は、税金を期限内に納付できなかった場合の納付方法について、ホームページで紹介しています。

キャッシュレス納付の場合は、①ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替):事前にダイレクト納付利用届出書を提出していれば、登録した預貯金口座から口座引落としにより納付。②インターネットバンキングやATMを利用して納付:事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、納付情報を登録又は入力することで納付。③クレジットカード納付:「国税クレジットカードお支払サイト」から、クレジットカードを利用して納付。(納税額に応じた決済手数料が必要)。④スマホアプリ納付:「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用して納付。ただし、納付できる金額は30万円以下、事前にPay払いの残高のチャージが必要。

キャッシュレス納付以外の納付方法では、①QRコードを利用したコンビニ納付:自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付。納付できる金額は30万円以下。②納付書を使用した納付:現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄税務署で納付。

